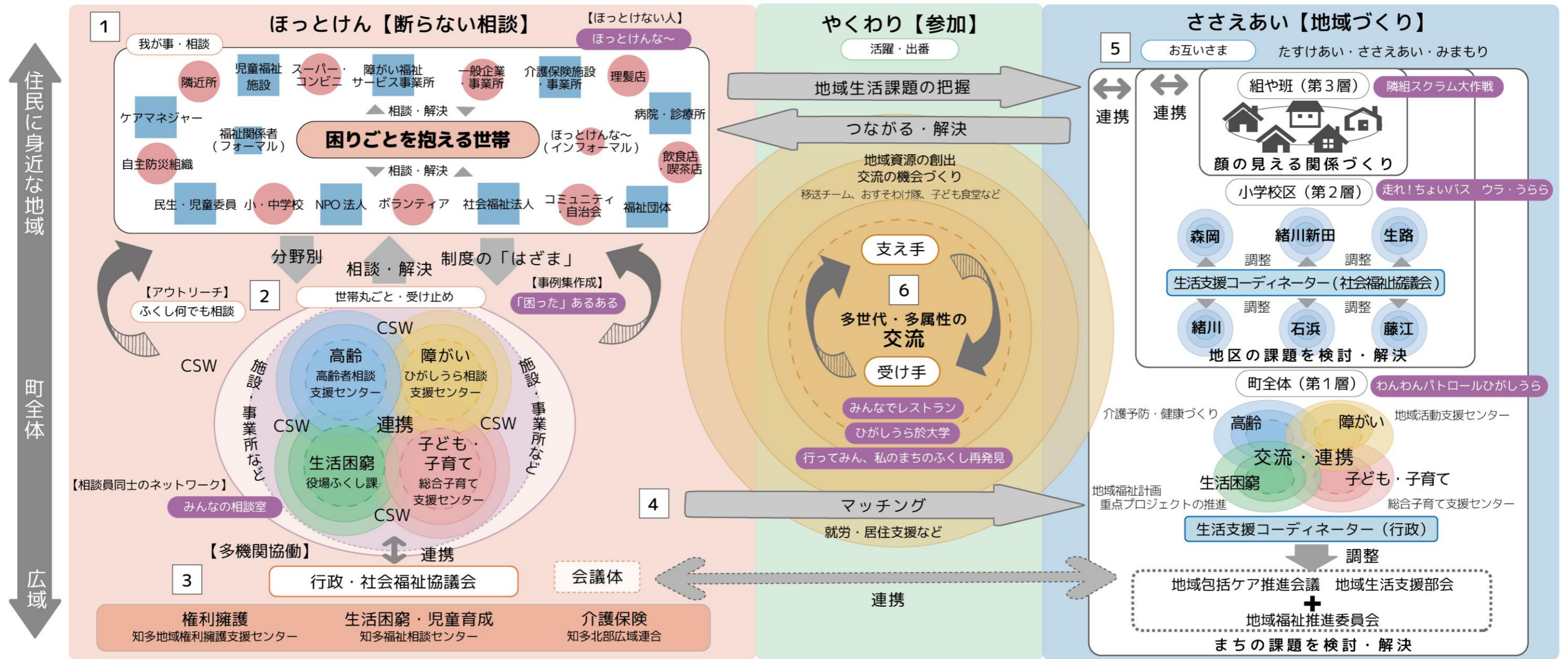


第2次東浦町地域福祉計画 包括的支援体制



- ① 住民のみなさんの身近な地域において、困りごとを抱える人やその世帯へ、我が事として相談に乗り、課題解決のため、専門的な相談機関へつなぎます。
- ② 分野別の専門的な相談機関は、専門的な相談支援を行うとともに、複雑化・複合化する困りごとであれば、縦割りすることなく、世帯の困りごとを丸ごと受け止め、多機関・多職種において連携し、相談支援を行います。
- ③ 複雑化・複合化する困りごとのうち、CSWが行政等と協力し、課題の解きほぐしや各支援機関の役割分担を図り、円滑な連携のもとで支援できるように調整します。

- ④ 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズに合わせて地域資源等へつなぎます。
- ⑤ 町内の各地域においては、誰もが交流できる場を確保するとともに、地域資源の創出を行うなど、地域の課題をお互いさまのこころによる住民同士のささえあいで解決していけるよう、圏域単位での地域づくりを行います。
- ⑥ 新たな地域資源の創出や交流の機会づくりにより、多世代・多属性の人々にやくわりのある、参加できる地域となるよう「支え手」や「受け手」という関係を超えて、これらすべてがつながりあいます。